

山辺町みんながつながる地域コミュニティ事業補助金（補助対象経費など）

<別表>

区分	内容		
補助対象経費及び補助対象外経費	支出項目	補助対象経費	補助対象外経費
	報償費	事業に係る外部講師・専門家・出演者などに対する謝礼	左記以外の報償費 （地域の方の報償は含みません）
	旅費	事業に係る外部講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費	左記以外の旅費 （地域の方の旅費は含みません）
	消耗品費	事業に係る消耗品、材料の購入費、コピー代、原材料費	
	燃料費	事業に係る作業等に必要な機械・車両等の燃料費 （レンタル物品、レンタルなどの燃料費）	
	印刷製本費	事業に係るチラシ、パンフレット等の印刷費、デザイン費	
	食糧費	①事業実施に必要不可欠でかつ必要最小限の食料費 ②地域の課題解決に関わる事業への参加者の飲食代（1人当たり200円以内） ③外部講師等の食事代（1食当たり1,000円以内）	①事業の伴わない食料費等 ②役員等の会議等の茶菓代等 ③販売するもの ④その他左記以外の食糧費
	通信運搬費	事業に係る郵便等の通信費	ブロック内会議の案内通知 （役員会など）
	保険料	傷害保険料等	
	委託料	事業に係る調査、資料作成、看板制作等の委託料	当該事業をそのまま再委託したもの
	使用料及び賃借料	事業及びその打ち合わせに係る会場借上げ、車両、機材、機器等の賃借料	
	備品購入費	事業実施に必要不可欠と認められる備品の購入費	事業に対して過大と認めるもの
	地区活動費	ブロック協議会に属する地区の活動や振興に要する経費（1世帯あたり300円以内）	
	その他	上記以外で、事業実施に必要不可欠と町長が認めたもの	協議会の運営費、酒類、懇親会等の経費、その他町長が不適当と認める経費
補助金額	・地域の課題解決に関わる事業に対し補助限度額の10分の10以内の額 ・地域の交流づくりに関わる事業に対し補助限度額の3分の1以内の額		
補助限度額	・事業に要する経費で、ブロック協議会内の世帯数（毎年度4月1日現在の住民基本台帳に記載された世帯数）に1,000円を乗じて得た額を補助限度額とする。（施設入所者は除く） ・世帯数が100世帯未満のブロック協議会については100,000円を限度額とする。 ・地域の課題解決に関わる事業を実施した場合に限り、地区活動費を補助対象経費とすることができる。		
その他の要件	・国、県、町、その他企業及び団体等から補助金が交付される事業については補助対象外とする。		